

〇〇講演会実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇講演会実行委員会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

(目的)

第3条 本会は、「〇〇講演会」を実施することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 「〇〇講演会」の企画の検討及び立案並びにその実施に関すること。
- (2) 「〇〇講演会」の実施のために必要な資金の収集に関すること。
- (3) 「〇〇講演会」の実施のために必要な各種手続きに関すること。
- (4) その他目的の達成のために必要な事務に関すること。

(実行委員)

第5条 本会の実行委員は、本会の目的に賛同し、事業の実施に参画するため本会に登録した個人とする。

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇人以上〇人以内
- (2) 監事 2人

2 理事及び監事は、実行委員の互選により定める。

3 理事のうち1人を会長とし、2人を副会長とする。

4 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

5 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、本会の事務を監査する。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌は、会長が定める。

(会議の種別及び権限)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、実行委員をもって構成し、理事会は、理事をもって構成する。

3 総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決定する。

4 理事会は、次に定める事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の招集、運営等)

第10条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、構成員の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

4 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(事業計画及び予算)

第11条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会の議決を受けなければ変更することができない。

(委任)

第14条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。